

## 就業支度金 貸付制度（医療技術者）

当院では、医療技術者の資格を有している方又は国家試験に合格した方で、当院に勤務しようとする方の就業を支援する「就業支度金 貸付制度」を設けています。

貸付対象者	医療技術者（看護師又は薬剤師等）の資格を有している方又は国家試験に合格した方で、公立長生病院に勤務しようとする方（会計年度任用職員及び臨時職員を除く）であって、次の各号に該当しない方とする。 ①現に医療技術者として当院に勤務している方 ②既にこの制度により支度金の貸付けを受けた方 ③有料職業紹介事業所を介して紹介された方 ④当院の修学資金の貸付けを受けた方
対象職種	看護師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、管理栄養士、その他病院事業管理者が認めた職種
貸付額	360,000円
返還の免除	対象医療技術者として3年間業務に従事したとき、全額免除。
連帯保証人	1人の連帯保証人が必要です。
利子	無利子 ※ただし、返還の免除の際に所得税が発生します。